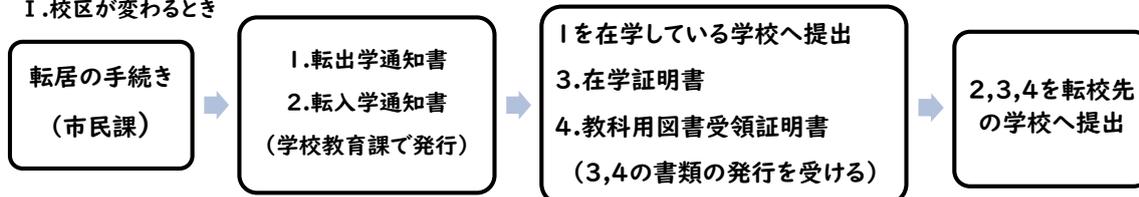


大和高田市内で転居するとき

I	校区が変わるとき	<p>①市民課で転居の手続きを行ってください。</p> <p>②学校教育課で転校に必要な書類(転出学通知書および転入学通知書)を発行します。</p> <p>③在学している学校へ転出学通知書をご持参ください。 →学校から「在学証明書」と「教科用図書給与明細書」が発行されます。</p> <p>④これから通う学校へ②で発行を受けた「転入学通知書」と④で発行を受けた書類を合わせてご持参ください。</p>
II	校区が変わらないとき	<p>①市民課で転居の手続きを行ってください。</p> <p>②学校教育課にて転居に伴う学齢簿の更新を行い、「異動通知書」を発行します。 →「異動通知書」は市教委から学校へ渡しますので、学校へご持参いただく必要はありません。</p>

転居手続きの流れ

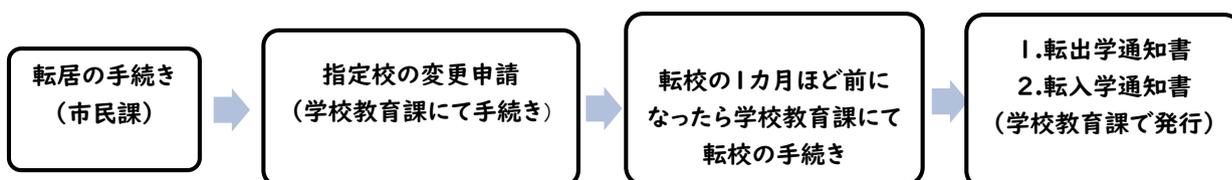
I. 校区が変わるとき



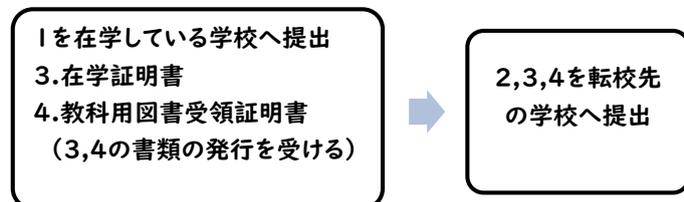
※校区が変わるが学期末または年度末まで通ってから転校するとき

指定校の変更申請が必要です。指定校の変更の審査基準についてはページ3の「指定校の変更および区域外就学の審査基準」
をご確認ください。

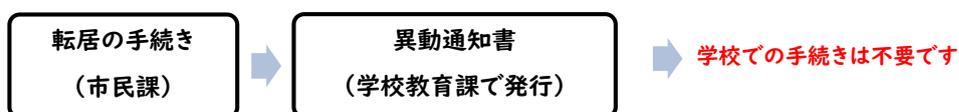
市役所での手続き



学校での手続き



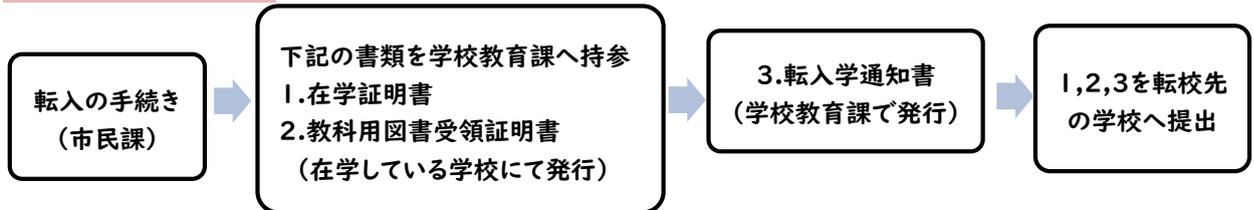
II. 校区が変わらないとき



大和高田市に転入するとき

- ①現在お住いの市区町村教育委員会に転校の方法についてお問合せください。
(市区町村により、手続きが異なる場合があります。)
- ②在学している学校から「在学証明書」と「教科用図書給与証明書」の発行を受けてください。
- ③大和高田市役所の市民課で転入手続きを行ってください。
- ④学校教育課へ②で発行を受けた書類をご持参ください。「転入学通知書」を発行します。
- ⑤これから通う学校へ②と④で発行を受けた書類をご持参ください。

転入手続きの流れ



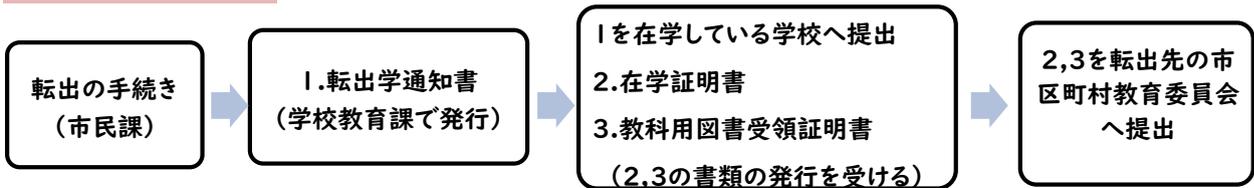
※大和高田市へ転入するが学期末または年度末まで通ってから大和高田市の学校へ転校するとき

上記の転入手続きと異なりますので、学校教育課までお問合せください。

大和高田市外へ転出するとき

- ①市民課で転出手続きを行ってください。
- ②学校教育課で転校に必要な書類(転出学通知書)を発行します。
- ③在学している学校へ転出学通知書をご持参ください。
→学校から「在学証明書」と「教科用図書給与明細書」が発行されます。
- ④転出先の市区町村教育委員会へ③で発行を受けた書類をご持参ください。
- ⑤以後の流れについては転出先の市区町村教育委員会にご確認ください。

転出手続きの流れ



※大和高田市外へ転出するが学期末または年度末まで通ってから転出先の学校へ転校するとき

区域外就学の申請が必要です。手続きについて学校教育課までお問合せください。なお、区域外就学の審査基準については学校教育課ホームページ内の「指定校の変更および区域外就学の審査基準」をご確認ください。